

佐八酒消組監第14号  
令和3年9月1日

佐倉市八街市酒々井町消防組合  
管理者 西田 三十五 様

佐倉市八街市酒々井町消防組合  
監査委員 浅羽 芳明  
監査委員 御園生 浩士

令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出  
決算審査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。

令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出  
決算審査意見書

第1 審査対象

- 1 令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算
- 2 関係書類
  - (1) 一般会計歳入歳出決算書
  - (2) 一般会計歳入歳出決算事項別明細書
  - (3) 実質収支に関する調書
  - (4) 財産に関する調書

第2 審査の実施日

令和3年8月25日（水）

第3 審査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第4 審査の方法

- 1 決算その他関係書類の計数的な正確性の検証
- 2 令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要施策の成果の説明書に基づいて、消防本部各課担当者より説明を受け、審査を実施しました。
- 3 現金預金については、例月出納検査を実施しているため本審査では省略しました。

第5 審査の意見

1 総括

審査に付された令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等は、適正に作成されているものと認めます。

また、予算の執行及び諸事業の運営管理は、適正なものとして認めます。

2 要望事項

審査に関し特に指摘する点はありませんでした。

要望事項として、消防署等の勤務体系は不規則であり、働く職員のス  
トレスケア及び健康管理面について重点を置いていただくと共に、併せ

て勤務環境面の整備について、老朽化が進んでいる消防庁舎の早期改善を図り、職場環境の整備が不十分な庁舎についても庁舎改修の推進について引き続き構成市町と協議並びに連携し、進めていただくようお願いいたします。

ハード面の整備拡充はもとより、ソフト面として職員の大量退職時期が見込まれることから、組織力の低下が起こらぬよう、より効果的な人材育成及び定年延長を考慮した職員の適正配置、更には職員定数の見直し等を講ずるなど、消防行政サービスの強化拡充が図れる、効率的かつ効果的な組織づくりに積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済活動の低迷に伴い、構成市町の財政状況は、ますます厳しい状況となっていく事が予測されます。

今後も財政状況を注視しながら、各事業での費用対効果を判断し、目的の実現に向けた遂行に努め、住民の安心と安全を守るための消防力の充実、体制強化づくりを目指し進めていただくようお願いいたします。

今後も引き続き適正かつ効率的な予算の執行並びに事業の運営をお願いいたします。